第23回 焼津市自治基本条例を考える市民会議・記録

平成25年 7月27日(土) 13:00~16:00 (豊田公民館 大会議室)

1. はじめに

〇開会あいさつ

- 事務局: この1ヶ月、皆さんには熱心にPI活動に取り組んでいただいている。明日、もう1カ所あるが、ほぼ終わったところ。いろいろなご意見もあったが、会自体は良い感じだったと思う。
 - ・今日は、PIでいただいた意見をこれから最終的にどう活かしていくか整理したい。
 - ・PI 活動以外の今日までの動きについても報告したい。7/25 には議会との意見交換、また、 自治会連合会が北海道栗山町に自治基本条例の視察をした。7/14 には大井川の踊夏祭で PR 活動を行った。

○議会との意見交換について報告

- 委員:議会改革検討特別委員会の議員、担当職員、市民会議からは4人が参加した。現在、議会でも議会基本条例を検討しており、案が示された。内容は、市民会議素案の議会・議員のところとほぼ似ている。議会基本条例の中に議会・議員のことは書くので自治基本条例にはあまり書かなくてもという考え方もあるかもしれないが、両方の条例を制定している自治体の例を見ると、同じような内容が両方に書かれている。私たちとしては、様々な機会にいただいた意見や議会への要望も踏まえているので、市民会議の案には今くらいの内容を入れさせて欲しいということを控えめに申し上げた。反対意見は特になかったので、了解されたものと好意的に受け止めている。
- 委員:最後のところ、「控えめに」というよりは、強い口調でおっしゃったので、その迫力に議員 さん達も「分かりました」という感じだった。
- 事務局:議会との意見交換は、皆さん全員でできればよかったが、議会から「少人数で」との要望があったので、各班から1名ずつ出ていただいた。
 - ・同席した印象としては、市民会議素案に全部ご了解をいただいたと理解している。いっさ い異論はいただいていない。
- 議会事務局:25日19時から1時間半くらい、市民会議の方と議員6名でお話をした。今、委員さん、事務局から話があったように、議員の目で見て素案については、了解というか特に 異論はないと。議会・議員について素案に記載はあるが、奇しくもというか、議会の案と 同じような内容になっている。議会では議員が一からつくったものだが、結果としてそう いう内容になった。同じような方向を向いているという認識ができたと思う。

○自治会連合会の北海道栗山町視察について報告

- 事務局:24日に北海道栗山町に自治基本条例の視察に自治会連合会の方とうかがってきた。栗山町では今年4月から自治基本条例が施行されている。検討は平成23年6月から、私たちより若干早くスタートし、「くりやまの自治基本条例をつくる会」という市民の会が検討を進め、24年10月に骨子案を町長に提出し、町で制定手続きを行い、今年3月に制定、4月から施行となった。
 - ・まだ施行されたばかりなので、どういう効果があるかという話ではなく、制定過程の話や 条文の考え方について聞いた。PI でも自治会から意見があったコミュニティについては、 栗山町では、コミュニティの活動に参加しようということと、市はそれを支援しなさいと いう単純な内容だが、検討段階では、私たちと同じように、まちづくり協議会という形で 既存自治会よりも大きいくくりでコミュニティを組織し、広域的な課題を解決するような

ものをつくりたいという行政側の考えがあったとのことだった。栗山町では自主防災組織がないので、まちづくり協議会でやってはどうかという考えだったが、自治会との話が詰めきれなかったとのことだった。「既存の自治会をこわすのか?」といった議論があったり、条文化できるところまで具体的な検討が進まなかったようだ。

- ・栗山町の条例にも4年に1回は見直すという規定があるので、4年後の見直しに向けて、 こうした話を詰めていって、新たに規定できればよいという考えもあるとのことだった。
- ・私たちの素案では、中学校区・小学校区と範囲を決めているが、それを除けば大体同じような考え方だったので、そういう話を PI に参加された自治会長さん達に聞いていただいたので、理解が進んで良かったと思う。
- ・議会基本条例についても話を聞いた。栗山町は議会基本条例を全国で初めて制定した自治体である。不特定多数の町民が参加する議会報告会のほかに、特定の団体等と意見交換をする一般会議という規定もある。「情報共有」と「町民参加」をキーワードにしている。先行して議会基本条例があったため、その流れを受けて自治基本条例も良い検討ができたとのことだった。

〇自治基本条例フォーラム (9/15) について

- 事務局:市民会議案を市長に出していただいた後、9/15 に自治基本条例フォーラムとして、文化 センター小ホールで市民の皆さんとこの条例について考える機会をつくりたい。
 - ・事務局としては、普通のパネルディスカッションではなく、違った形でやりたいと考えていて、素案にある「市民会議」のデモ的な実施というイメージ。以前、視察した愛知県新城市が「プレ市民総会」の写真をお見せしたい。そのまま真似するということではなく、会場の雰囲気を見ていただきたい。会場が円形で、真ん中の円卓で市長や議長や市民の代表や専門家が座って報告や意見交換などを行い、まわりを市民が囲むような形。
 - ・内容としては、これからの検討になるが、例えば、市民会議案の説明をして自治基本条例 とはどんなものかということを共有し、松下先生にも話をしていただき、この条例をどう 活かすかをそれぞれの立場(市長、議会、市民など)から発言していただいたり、他の参 加者にも意見をもらったりしてはどうかと考えている。
- 今井:新城市の市民・議会・行政の三者がみんなで丸く集まる形はとても良かったが、周りに大勢いた市民の参加度が低かった印象もあった。焼津市では最初にやったワールドカフェのようなやり方で、PIで意見があったように高校生のような大人予備軍も加えたりしながら参加者がたくさん発言できる方法が良いようにも思う。
- 事務局:我々にとっては「ワールドカフェ」というのもキーワードでやってきたところもある。 焼津市のワールドカフェもけっこう注目されていて行政関係の専門的な調査が入ったりし たこともある。
 - ・具体的なやり方については、次回の市民会議で検討したいと思う。また、主催は、行政と 市民会議の共催という形にしたいとも考えているので、当日の運営等も含め、ご検討をい ただきたい。

2. 各班の第二期PI活動の振り返りと重要な意見・質問の共有

〇各班で話し合い

今井:各班で、対話集会での意見等で特に印象深かったものや、素案をさらに良いものにするヒントになった意見などを出し合い、まとめていただいた上で、全体で共有したい。それにより、最終的に「市民会議案」をまとめていくにあたり特に重要なポイントを確認したい。 (各班で話し合いと重要な意見等の記入)

〇全体で情報共有(各班より発表)

【1班】

・大富、小川、東益津の3カ所で実施。地域差があり、非常に雰囲気は違った。

若年層への周知徹底のプロセスがない

- →第8 (実効性の確保)
 - 3「推進委員会を設置し、学校などで出前講座を行い、啓蒙・啓発につとめます。」
- ・共通して意見やアンケートで出ていたのが、若年層への周知徹底のプロセスがないという こと。それをどうしたらいいか話し合った。第8の「実効性の確保」で書いたらどうか。

コミュニティの枠について

中学校区又は小学校区を記入するか否か

〈広域的組織〉

・コミュニティの枠については、各地域でいろいろな意見が出た。「中学校区又は小学校区」 を記入するか、広域的組織とするか、今のままとするか、混乱が見られた。

自治基本条例の位置づけは?

- →今後の条例は自治基本条例の精神を基に作成する。
- ・自治基本条例の位置づけをどうするかについては、素案では「下支え」といった二歩も三 歩も下がったような言い方になっているが、国の憲法と並ぶような、自治基本条例の精神 を基にして各条例をつくるということを、どのように表現するか、という話をした。

【2班】

- ・自治会からの案内だったため、参加者がほとんど自治会関係者だけだった。14日の午前・午後、21日の昼の3回実施。計80名ほどの参加。60代以上が多く、若い方は少なかった。
 - ・焼津市が作ろうとしている「自治基本条例」がどのような機能をもつのか(持たせるのか)を明確にしておくことが大切であると感じた
 - ・アンケートの結果(約 60/80)

思わないくわからない

- ・アンケートで「自治基本条例で焼津市をもっと良くしようとしたときに役に立つと思うか・ 思わないか」と聞いたが、最初のPIの時よりも「思わない」という人は減っているように 感じた。わからないけれど、何となく…という人に対し、もっと知ってもらったり、次に つながる仕掛けをつくったりすると、いい方向に向かっていくのではないか。
- ・「思う」が20%と多くはないが、良かった。多様で有意義な意見をたくさんいただいた。
- ・自治基本条例ができたら何が変わるのか、なぜ条例が必要なのかということについても、 小さな単位で話し合っていくと分かっていくのではないか。
 - ・意識改革(行政職員、市民、議員)
 - 一体感づくり

- ・今後はこの条例を生かす姿勢づくりが問われる
- ・行動しやすい環境づくりが大切
- ・意識改革という意見が出ている。三者が一体感をもって意識を変えて、この条例を使いこなしたり、旧大井川町のまちづくりのように行動しやすい環境をいかにつくっていくかという意見もあった。
 - ・地域コミュニティにおける自治会の位置づけに関する意見
 - ・PIへの出席者が自治会関係の方が多い。よって今後より多くの人達に知って頂く為の工夫が必要(中学生、高校生も含め)
- ・分かりにくいと感じられていたのは、地域コミュニティと自治会の関係。「自治会で十分」 とか「今よりも自治会の仕事がもっと増えるのか」といった意見もあり、きちんと説明す るよう努力していたが、なかなか理解していただけなかったところもある。
 - ・市民委員が考える「コミュニティ」というものがよく伝わらなかった。もっと分かりや すい説明が必要
 - ・自治基本条例の必要性について問う方が多かった。
 - 広報
 - ・自治基本条例を勉強する場 必要
- ・広報をどのようにしていくかが重要。高齢の参加者が多いので、若い方も含め、自治会役 員以外の市民にどのように広報していくか。

【3班】

- ・豊田、大村で実施。明日は和田で最後の PI を行う。
 - ・地域コミュニティについて、自治会とは別に新たな組織を作るという認識で受けとられ るため、なかなか理解が得られない。
 - →「次世代を担う若者」にターゲットを絞り、学校の授業等で取り上げてもらう。
- ・意見として一番強く出ていたのが、地域コミュニティについて。自治会からの参加者が多かったので、自治会とは別に新たな組織をつくることへの反感のようなものも感じた。今、自治会でやっていることにさらに負担が増えるのではという懸念など、なかなか理解が得られなかった。そういった中で、3班では、次世代を担う若者から普及を始めていってはどうかということを話した。

【4班】

- ・港、焼津で7/4、7/5の2日連続で集中的に実施。
 - ・焼津地区、港地区 共通して出た意見
 - ・自治会とコミュニティ単位(小学校区、中学校区)のすり合わせ 現状のままでは難しい
 - →現状を変える、また他のグループとの協力をしていくことが求められるなどと説明

・他の班とも同じだが、焼津、港で共通して、コミュニティ単位について小学校区・中学校 区とあることへの意見が出た。自治会関係者の出席が多かったこともあり、気になったの だろうと思う。現状のままでは難しいので、他の団体と連携をとったりするということだ と説明した。

コミュニティについて

地域に住む人たち「市民」が1人1人地域に対する思い、行動をとっていくことが基本。 例)川そうじ、ゴミひろいなどしながら話をしてみる

お金払ってゴミ拾いしてもらえばいいじゃん、と思わないでほしいな。

・コミュニティをつくるなら、市民がどのように意識を高めていくかということについて話 し合った。地域に住む人が、自分たちでできることは自分たちでやりながら、人のつなが りをつくっていくことが基本だという話をした。

3. 「素案」を読み返し、主要な論点を中心にさらなる改善提案を考える

○主要な論点と「素案」の内容の対応などについて整理・確認

- 今井:各班から、重要なポイントが共通性をもって出てきた。それらの主要な論点について、どのように最終案にしっかりと反映していくか、あるいは、もっとうまく伝わるような説明の仕方を考えるとか、少し幅広く考えていけると良いと思う。
 - ・特に「コミュニティ」、「子ども」、「条例の位置づけ」、「実効性の確保」などについて、最 終まとめにつながるよう、各班でさらに話し合っていただきたい。
 - ・その前に、最終まとめの作業の流れについて確認しておきたい。
 - →素案検討時と同じように、少人数による作業グループで案を作成する。素案作成に関わった方、PI 推進に関わった方と有志、事務局で作業グループを編成。

○素案について法規担当者からのコメント

総務課担当者:今後、皆さんからの案を議会に上げていくために条文化していくことになる。皆 さんからの提案を中心に検討していくが、どうしても法規の仕事は重箱の隅をつつくよう なところもある。今後、他の条例や議会で検討中の議会基本条例などとの整合性もとりな がら作業をしていくにあたり、今日は皆さんのご意見や思いもお聞きしておきたい。

○最新の案について確認

- 事務局:法規担当と意見交換することもあるが、素案について根本的にまずいところはないという理解。細かいことはあるかもしれないが。
 - ・今日の素案の資料は、庁内の意見を踏まえての若干の修正と、PI 意見も踏まえてこのへん が論点ではないか?ということを加えたものになっている。

〈ポイント〉

- ・子どもについて (「市民」)
- ・コミュニティの位置づけ、自治会に関する記述
- 前文
- ・個別項目(目的(2)(4)、まちづくりの進め方の合意、コミュニティの範囲、市民会議のイメージ)、協働(基本的考え方、原則の書き方)、大地震等の発生時(議会の役割)、条例の見直し(議会を見直しの当事者とするか))

〇各班で主要な論点を中心に「市民会議案」の最終まとめに向けた検討

(各班で主要な論点を中心に話し合い、提案や問題提起等について記入)

4. 各班からの発表と今後の進め方の確認

〇各班からの報告

【4班】

- ・先程、検討した事項を中心に話し合った。
 - ・子どもの頃から「焼津」に対する思い(LOVE)を強くもってもらうことが大切!! よってどこかに小中学生への啓発を入れるべき。

(小中学生)→いつか地元を離れても"まちづくりサポーター"になってくれるはず!!!

・どこに入れる?

第1目指すまちの姿 に「子どもが焼津を思う気持ちを…」のように入れる

・第1「目指すまちの姿」に「子ども」を主語にした文章が一つほしい。

子育てをしたくなる焼津市。

- ・安心感を持って生活できる 第2 市民 の中に"子育て""子どもの権利"に対する1文がほしい。
- ・子どもについての話の中で、「子育て」のことが抜けているのではないかという話も出た。 第2の「市民」のところに、「子育て」のことや、論点で出ていた「子どもの権利」のこと を1文入ると、子育て世代が安心できるのではないか。

自治会について

- ・今までのものが悪いわけではないので、それを生かしながら他の自治会との連携をとったり、選択できる環境があるといいかも。
 - (例) 8 自治会(豊田公民館区)の子ども ~西小 焼中

~豊小 豊中

☆公民館又は学校区の範囲

- ・例えば、8自治会(豊田公民館区)の子どもは、西小から焼津中に行く子どもと、豊田小から豊田中に行く子どもがいるらしい。自治会の運動会を豊田小でやった時、自治会長が全然知らない子どもがいたりということもあり、地域のコミュニケーションとして話が通じないこともありそうだ。そういったことを選択制にすればやりやすくなるのではないか。
- ・「中学校区又は小学校区」という書き方だとガチガチになってしまうので、「公民館又は学校区の範囲、かつ選択もできる」といった書き方ならば、迷わないのではないか。

【3班】

- ・地縁によるコミュニティの組織の範囲(中学校区又は小学校区)は明記しない。
- ・協働の原則について、他の条文とバランスを考え、書き方を変えてみては? 例)「原則」という言い方を取り、「協働において、対等に…」
- ・地縁についてのコミュニティの範囲については、「中学校区又は小学校区」を入れない方が

いいのではないかという話になった。自治会の範囲については、現在過渡期にあり、地域 差が生じているので、敢えて明記せずに、自治基本条例から波及させた別の条例をつくり、 そこで区域について新たに盛り込めばいいのではないか。

- ・今、市内の自治会が、まちなかでは高齢化が進んでいて、高齢者単身世帯では、順番が回ってきても組長すらできなかったりする。一方、世帯が増えている地域もある。そういうところの自治会の運営はばらつきがある。行革審でも言われているように、自治会のあり方について総務課で研究を始めるということなので、何らかの形が見えてきたところで、見直しの時にこの条例に入れても遅くはないのではないか。
- ・協働の原則については、他の条文とのバランスを考え、文章の形にしてはどうか。詳細に ついては解説に載せることとして。
- ・子どもについては、自治基本条例の中で、子どもの権利保障などをうたっているところも ある。最初の PI の時、「子どものことが書かれていない」という指摘もあったし、子育て や子ども、子どもの権利保障についてある程度入れた方がいいと思い始めている。

【2班】

①次世代に誇れるまちづくりに次世代がかかわることが大切

2p124

中学校区又は小学校区 → 中学校区、大井川地区は小学校区

- ①次世代がこの自治基本条例にどのように関わるかということが書かれていないのは問題ではないかという話があった。そういう文言があった方がよい。
- ②12 ページの4 「地縁によるコミュニティ」のところ。「中学校区又は小学校区」は削除しない方がよいという話になった。ただし、中学校区でも小学校区でも選べるという話になると困るので、「焼津地区は中学校区、大井川地区は小学校区」などという書き方をした方がいいのではないか。

③p13

市民会議の位置づけをもう少しはっきりとする

- 2 市役所は特別の事情のない限り…
- ④p18 条例の見直し

市役所又は(及び)議会は、

(議会も見直しの当事者とする)

- ③13 ページ「市民会議」のところ。「2市役所は特別の事情がない限り…開催する」とあるが、市民会議の位置づけをもう少し考えたい。誰にとって、どう特別な事情がない限りなのか。そのへんを明確にした方が良い。
- ④18ページ「条例の見直し」について。市役所、議会のどこが条例の見直しの言い出しっぺになるかという意味では、議会も関わった方が良いということで、今は「市役所及び議会は」と『及び』となっているが、そこを『又は』とした方がいいのではないかという話になった。
- ○1 ページの「『自治基本条例』って何?」の下から 10 行目からのところ、「日本のこれまで の発展は…『市民の力』によるものだった…」と過去形になっているが、先日の PI で「今 の市民の力は弱いのか?」という質問があった。また、下から 3 行目から「市役所に任せ

れば、それで幸せになれるという時代は終わっている…」についても、「では、今の行政の 力は低いのか?」という話も出た。必要がなければこれらは削除してもいいのではないか。

【1班】

第6 自治のしくみ

(地縁によるコミュニティ)

- 4. 地縁によるコミュニティは、中学校区又は小学校区の範囲で組織することを基本としますが、必要に応じ弾力的に組織します。
- ・地域によって非常に差があるし、コミュニティは様々な範囲のまとまりがあるので、「…基本をするが、必要に応じ弾力的に組織…」と入れてはどうか。

(市民が守ること)

- 5・地域で子育てに取り組む
 - ・次世代育成の為、子供達が社会参加出来る機会を積極的に設ける
- ・子育て、次世代育成のことが入っていないということで、ではどこに入れたらいいかという話になり、5ページの「市民が守ること」に5を追加してはどうかという提案。

啓蒙、啓発のところで、市内にすばらしいモデル地域が存在する 東益津地域

・おまけだが、自治基本条例案にあるようなことを実践しているすでに地域がある。東益津 地域。そのものずばりで、たくさんの市民活動団体が自治会ともうまく連携したり、サッ ポロビールがビオトープをつくって環境教育を市民活動団体とここ数年やっていたり、福 祉なども、公民館がコミュニティセンターになってうまく連携している。啓蒙・啓発の時 にうまく使えないか。

※前半発表の再掲

- ・若年層への周知徹底のプロセスがない
 - →第8 (実効性の確保)
 - 3 「推進委員会を設置し、学校などで出前講座を行い、啓蒙・啓発につとめます。」
- ・先程発表したが、若年層への周知徹底は、第8「実効性の確保」に文言を加えてはどうか。

○全体で話し合いなど

- 今井: 共通性もありつつ、バリエーションも出ながら論点に関する議論の方向性が明確になったと思う。次回、9月の提案に向けたとりまとめにむけた最終案の検討に向かいたい。
 - ・次回に向けて、とりまとめ作業グループのメンバーと、「前文」のつくり方について確認したい。
- 事務局:大きくは2点。地縁コミュニティについては各班から4案出た。あとはどう選択するかの問題だが、どれを選んでも皆さん納得できると思う。作業グループで検討したい。子どもについては、子どもの権利と参加などをどこかに書くということで検討したい。

・今後、市民会議案の検討、前文の検討、フォーラムの企画の3つを進めなければならないが、バラバラでは事務局の対応が実際上困難なこともあるので、3つまとめた形で作業グループでの対応としたい。各班から最低1名と有志の方にお願いしたい。今までやってきた方にはぜひやっていただきたい。日程調整は週明けに。

<u>5. おわりに</u>

事務局:(閉会)